

在宅避難・分散避難の検討

発災時、自宅で安全が確保できる場合には在宅で避難行動をとります。また、安全な地域等にお住まいの親戚や知人宅への避難も検討し、避難所への人の集中を避けましょう。避難所での生活はプライバシーの確保が難しいこと、感染症流行時には感染拡大のリスクが高まる等のマイナス面もあります。

一時集合場所・避難所の場所

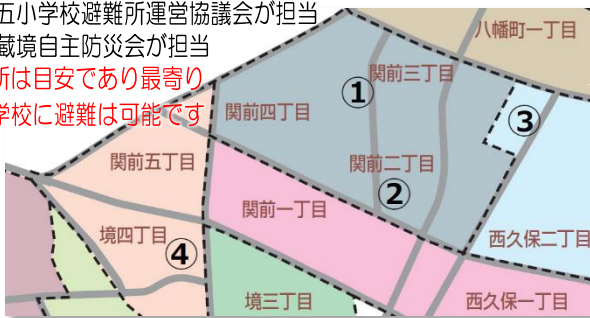
(防災ハンドブックより 2023年改訂版)

一時(いつとき)集合場所・避難所	
避難所名	目安となる対象居住地域※
①関前南小学校 (関前防災会が担当)	関前2丁目全域 関前3丁目1・4~41番 関前4丁目全域
②第五中学校 (関前防災会が担当)	関前1丁目全域 西久保1丁目全域
③第五小学校	関前3丁目2・3番
④第二小学校	関前五丁目全域

③第五小学校避難所運営協議会が担当

④武蔵境自主防災会が担当

※住所は目安であり最寄りの学校に避難は可能です



避難所とは

被災者の支援拠点

■家の倒壊や焼失などにより自宅で生活できなくなった人たちが、次の住まいを確保するまでの間一時的に生活する場所

■在宅避難者(在宅被災者)に、物資や被災者支援情報、医療などの提供する拠点

避難所開設迄の流れ

■避難所はすぐには開設されません

～発災後3時間以内が目標となっています～

(1) 避難所開設要員の参集
避難所開設要員とは...

市初動要員(避難所ごとに定められた市職員)

施設管理者(学校職員)

応急危険度判定員(安全点検スタッフ)

関前防災会会員等

となりますがいずれも自身や家族の安全が確保できたのちに参集ということになるのですぐに避難所に向かうことができない場合が想定されます。

(2) 校門の解錠をする

避難所によっては安全性を考慮し開放する校門も限定されることが想定されます。

(3) 被災者が一時(いつとき)集合場所に集まる
以下①~③は同時並行で開設に向けて準備

①校庭(一時集合場所)に集まった被災者の中から避難所運営協力者を募る

②学校施設の安全確認

建物の安全確認・ライフライン設備の安全確認

③備蓄資材の確認

市初動要員は備蓄されている物資の確認

(4) 避難所の開設

市初動要員は、施設の安全確認後市災害本部に報告し開設指示を受けてから、避難所内の受け入れ準備を関前防災会並びに開設協力者で開始する

(5) 自宅避難できず学校で継続避難を希望する避難者の受付を開始する

(6) 検温を実施し、発熱者や濃厚接触者とその他避難者に分けた後に以下の入所手続きを行う
避難者カード(世帯単位)を記入する

・自宅の被害状況

・要配慮情報の確認

(怪我や病気、障がい、妊娠中、アレルギーの有無等)

・介助の要否

・避難所運営に協力できる特技や免許の確認

・ペットの状況(家に置いてきている場合も確認)

・安否確認への対応(公開・非公開)

(6) カード情報に基づいて校内の避難場所を指示された上で入所(避難者トリアージを実施)

編集後記

今回の内容を含め、より詳細な防災情報をホームページから発信しております。(せき坊)



関前防災会 代表 島田豊文 51-2030
<https://sekimaebousai.web.fc2.com/>